

## ～廃棄物処理問題～

# BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！

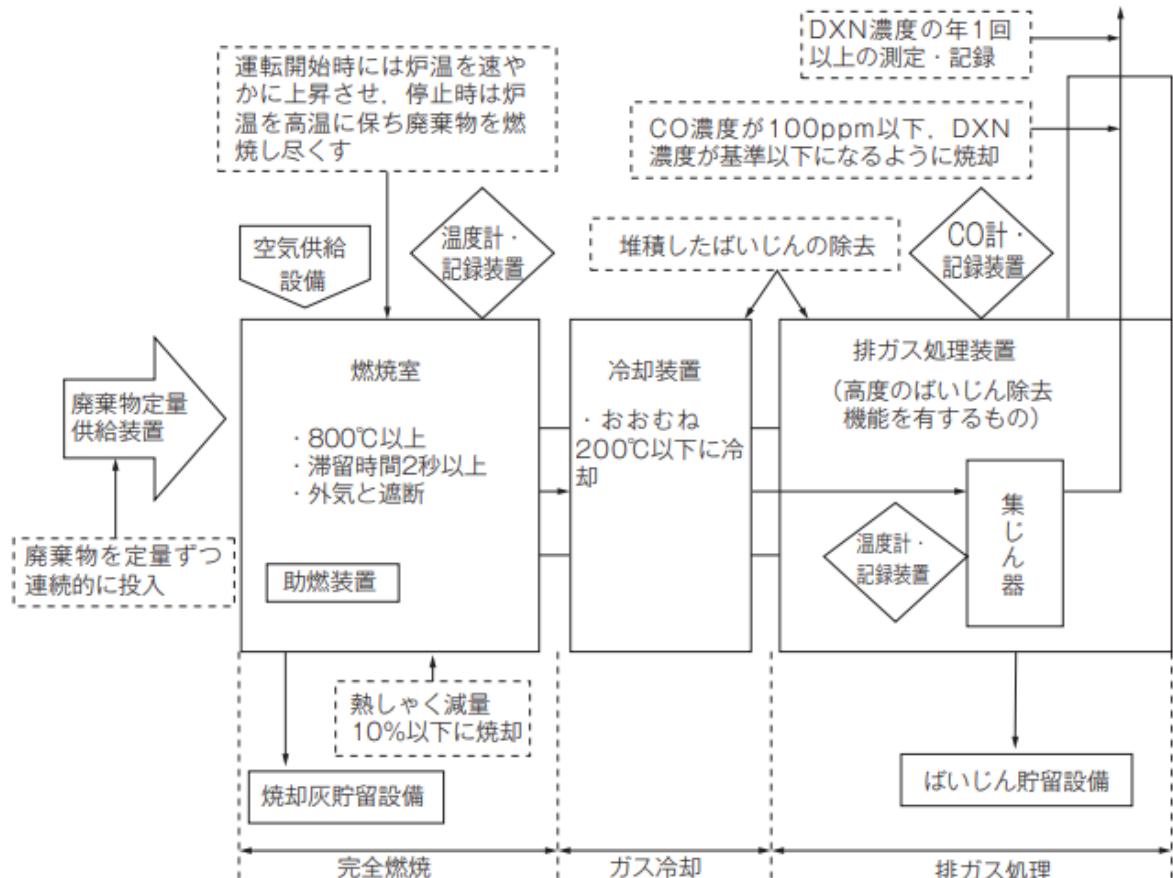


宿題は焼却炉からでしたね。それでは、さっそく見ていきましょう。

宿題Q、次のうち、政令第7条第13号の2の産業廃棄物の焼却施設の維持管理基準を遵守していないものはどれか。

- (1) 二次燃焼室出口で測定している燃焼ガスの温度が820°Cであった。
- (2) 焼却灰の熱しやく減量が8%であった。
- (3) 煙突から排出される排ガスの一酸化炭素濃度が80ppmであった。
- (4) バグフィルターに流入する燃焼ガスの温度が180°Cであった。
- (5) ばいじんと焼却灰を混合して排出した（混合物は搬出後埋立処分する）

### 【解説】



## ～廃棄物処理問題～

### 【解説】

産業廃棄物処理施設の維持管理基準は法第 15 条の 2 の 3 を受けた省令第 12 条の 7 各項で規定されているが、焼却施設のほとんどの基準は一般廃棄物の焼却施設の維持管理基準である省令第 4 条の 5 第 1 項第 2 号の規定を準用している。

多くの事項が規定されているが、設問に関する事項については次のとおり。

なお、それぞれに一定の要件の下では例外措置があるものも多い。

- (1) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏 800 度以上に保つこと。
- (2) 焼却灰の熱しやく減量が 10% 以下になるように焼却すること。
- (3) 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が 100 万分の 100 以下となるようにごみを焼却すること。
- (4) 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏 200 度以下に冷却すること。
- (5) ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること（その後、溶融、焼成等行う場合は、例外措置あり）

正解 (5)

世の中は「単純処理から再生活用、循環型社会」と言われていますが、それでもまだまだ焼却炉の需要は大きく、大切で重要な処理施設だと BUN さんは思っています。特に感染性廃棄物の処理においては、病原菌やウィルスを死滅させる必要もあり、現状では 100% リサイクルはなかなか難しく、総合的に判断するとやはり焼却炉に頼らざるをえないと思います。では、その感染性廃棄物関連の問題を。これは「難関」問題かもしれませんね。

Q、特別管理一般廃棄物に該当するものに○を付けなさい。該当しないものには×を付けて、余裕のある方は、×を付けた物は何に該当するかを答えなさい。

- a 家庭から排出される家電製品に使用されている PCB 部品
- b 病院から排出される血の付いたガーゼ
- c 市町村の一般廃棄物焼却施設から排出される「ばいじん」
- d 家庭から排出される血の付いたガーゼ
- e 家庭から排出される変質灯油

### 【解説】

特別管理一般廃棄物の号数は増えてしまったが、初心者のうちは大別すれば次の 4 つと覚えておけばよいのではないか。

①PCB 部品 ②ばいじん ③感染性廃棄物 ④廃水銀

①かつて（ほとんどは昭和 40 年代まで）作られたテレビ、電子レンジ、エアコンには PCB を使ったコンデンサーが使用されているものがある。これが PCB 部品である。これらは一般家庭から廃家電として排出されるので、事業活動が伴わない。だから一般廃棄物であり、また、PCB は有害だという位置付けで特別管理一般廃棄物となっている。（政令第 1 条第 1 号）

②ばいじんとは、一般廃棄物を処理するために発生した、すなわち一般廃棄物である「ごみ」を焼却したときに発生する「すす」である。このすすの中にはダイオキシンが高濃度で入り込む場合が多いことから、指定したものである。また、ばいじんそのものだけでなく、このばいじんを処理するために様々手を加えた「物」も一般廃棄物と規定している。（政令第 1 条第 2～7 号）

③感染性廃棄物は、具体的には「血の付いたガーゼ」等である。特別管理一般廃棄物としての感染性廃棄物（政令第 1 条第 8 号）はあくまでも一般廃棄物としての特管である。したがって、産業廃棄物に分類される「事業活動が伴って」の「金属くず」や「プラスチック類」は特別管理一般廃棄物とはならない。

「血の付いた注射針」は、「血」は「液状であれば廃アルカリ、固形状であれば汚泥」との解釈

## ～廃棄物処理問題～

であるから産業廃棄物であるし、「針」は「金属くず」であるから、やはり産廃である。

「血の付いたガーゼ」は、「血」は産廃であるが、「ガーゼ」は「繊維くず」に該当し、指定業種のある品目である。「繊維くず」の指定業種は「繊維工業」等であり、病院は入っていない。したがって、「ガーゼ」は事業系の一般廃棄物ということになる。このことから、「血の付いたガーゼ」は、「産廃と一廃の混合物」となり、特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物との混合物となる。

感染性廃棄物の注意すべきもう1点は、排出事業所を限定していることである。産業廃棄物における指定業種のようなものである。

政令と省令で、病院、診療所をはじめとして、10種類の施設を規定している。

したがって、この施設以外から排出される場合は、いくら血液が付いていようとそれは法律的には「感染性廃棄物」とはならない。その一例が「家庭」である。

灯油も、産業廃棄物として廃棄される場合は引火点70度未満なので特管産廃となるが、一般廃棄物では引火点による特別管理廃棄物を規定していないことから、家庭から灯油が廃棄物として出された場合は廃棄物とはならず普通の一般廃棄物となる。

正解 a、b、c は「○」特別管理一般廃棄物、d、e は「×」普通の一般廃棄物。

「特別管理」は難しいですね。ただ、難しいからと言って、うやむやにしておくと、許可が違いますので下手すると「無許可」を問われかねません。自社の業務と関係する特別管理廃棄物は、やはり知しておく必要がありますね。

と言うことで、今回の宿題は「特別管理」の「定義」から。



### 宿題Q

次のうち、廃棄物の定義として誤っているものはどれか。

- (1) 一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (2) 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物及び輸入された廃棄物（前段の廃棄物、航行廃棄物、携帯廃棄物を除く）をいう。
- (3) 特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
- (4) 特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
- (5) 特別管理一般廃棄物とは、特別管理産業廃棄物以外の廃棄物をいう。